

東日本大震災津波に伴う低入札価格調査制度の特例に関する取扱い

平成 24 年 2 月 20 日

1 特例の内容

予定価格 5 億円以上の工事に適用している「調査による失格基準」（入札条件 3.(3)）の適用価格を WTO 対象基準額以上に引き上げます。

※WTO 対象基準額

H24 年 3 月 31 日まで：23 億円

H24 年 4 月 1 日から H26 年 3 月 31 日まで：19.4 億円

2 対象工事

東日本大震災津波に伴う災害復旧・復興工事

※本特例が適用される工事については、入札公告に次のとおり記載（下線部を追記）します。

○ その他

(○) 本工事は電子入札対象工事であり、低入札価格調査制度を適用する。なお、低入札価格調査制度による数値的判断基準及び失格基準の判定に当たっては、判定基準の適用区分（△△）を適用する。また、本工事については、入札条件 3.(3) 調査による失格基準は適用しないものとする。

3 対象期間

平成 24 年 3 月 1 日以降に公告する工事を対象とします。

4 その他

平成 24 年 2 月 29 日までに公告を行った工事については、従前どおりとします。

※従前の取扱い

予定価格 1 億円以上の工事に適用している「調査による失格基準」（入札条件 2.(3)）の適用価格を予定価格 5 億円以上に引き上げる（入札公告の記載は上記と同様）。